

京都府立学校における無線LANの使用に関する留意事項

京都府立学校情報セキュリティ対策基準に基づき、無線LANの使用に関して留意すべき事項を定めるものとする。

1 構築及び使用

- (1) 無線LANの使用は、授業その他の教育活動に必要な通信を行う場合に限る。
- (2) 無線LANは、授業その他の教育活動用に設置した既存の京都みらいネット教育系（生徒系）セグメントに構築することとし、教員系セグメント及び教育行政セグメントへの構築を禁止する。
- (3) 無線LANで構築するアクセスポイントは、建物内に設置する。
- (4) 構築する無線LANは、既存のネットワークに対して支障が無いようにする。
- (5) 構築された無線LANを中継する形でネットワークを延長することは、禁止する。
- (6) 無線LANを構築する場合は、必ず「不正利用」及び「盗聴」に対する防止対策を行うことができる業者が構築するものとする。
- (7) 無線LANを構築した場合は、構築後速やかに別紙「無線LAN使用報告書」（以下「報告書」という。）により、京都府教育情報ネットワークシステム情報システム管理者（京都府総合教育センター所長）に報告する。
- (8) 「報告書」は、府立高等学校及び府立中学校にあっては高校教育課、府立特別支援学校にあっては特別支援教育課と共有するものとする。

2 セキュリティ対策

- (1) アクセスポイントを許可なく利用される「不正利用」及び通信内容が判読される「盗聴」の防止策として、次に掲げる全ての事項について、それと同等か、より強力な防止対策を講ずること。
 - ア アクセスポイントにログインするためのアカウント名の変更
 - イ アクセスポイントにログインするためのパスワードの設定
 - ウ MACアドレスフィルタリングの設定
 - エ SSIDの変更
 - オ SSIDのステルス化
 - カ 暗号化処理機能（WPA2）の設定
- (2) 無線LANに接続する学校が所有する端末の管理については、「不正利用」及び「盗聴」の防止策として、次に掲げる全ての事項について、それと同等か、より高度な水準の管理を行うこと。
 - ア 機械警備の設置された部屋で保管すること。
 - イ 施錠可能な戸棚に保管すること。
 - ウ 貸出・返却についての十分な管理を行うこと。

3 生徒への指導

- (1) 生徒が無線LANを使用する際、端末の使用方法及び情報セキュリティに関する指導を事前に行うこと。
- (2) 医療用電子機器等を使用している生徒に対し、事前にその医療用電子機器等に影響がないことを確認するとともに、十分な配慮を行うこと。

4 情報漏えい及び不正アクセスへの対応

情報漏えい及びその可能性または、不正アクセス及びその可能性が発覚した場合は、直ちに無線LANの使用を中止し、必要な措置を講ずること。

また、京都府教育情報ネットワークシステム情報システム管理者（京都府総合教育センター所長）に報告するとともに府立高等学校及び府立中学校にあつては高校教育課、特別支援学校にあつては特別支援教育課に併せて報告すること。

5 その他

この留意事項に定めのない事項については、関係機関により協議の上、その都度別途定めるものとする。

附則 この留意事項は、平成24年4月1日から施行する。

附則 この留意事項は、平成28年6月15日から施行する。